

梅田北ヤード開発のため！梅田貨物駅機能の2分の1を吹田へ移転！ 「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の 着手合意協定」調印を強行



「着工合意の協定を締結すべきではない」と申し入れる日本共産党議員団。8日。

2006(平成18)年2月8日
 吹田市長 阪口善雄蔵
 日本共産党吹田市議会議員団
2月10日の「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業の着手合意協定書」の調印反対の申し入れ

さる2月7日に吹田市議会全員協議会が開催され、市長より梅田貨物駅移転を含めた建設事業に係る着手合意の協定（関係5者）を2月10日に調印する事が明らかにされました。

梅田貨物駅移転については、これまでの環境影響評価の意見書において3万人を超える市民の方が反対や同感ありとの意見が寄せられています。

市民の方はこれまで、公聴会や事業者説明会、環境影響評価などの様々な機会をつづじて意見を述べられてはきましたが、否として充分な合意形成の手立てが打たれず、事務手続きが進行する中で市民の方は、住民投票条例制定運動を1月24日から始められています。

わが議員団は先日の全員協議会でも投票条例制定を待って判断すべきと何度も求めたところです。

いま行政は自治基本条例制定のために努力されているところですが、そこでも住民投票の規定は大きな課題です。

また市長が日頃から行政運営の柱として謳われておられる地方分権・市民参画・協働の精神に沿うものであり、さらには住民投票条例制定の市民運動は健全な地方自治発展にとっても重要なことです。

吹田市ははじめて以来の今回の住民投票条例制定の市民運動の意を強く理解され、2月10日の協定合意についてはお断りことなく、再度関係者にも強く働きかけ住民投票条例制定の動きを踏まえたうえで判断されるように強く求めるものです。

日本共産党議員団として 調印反対の緊急申し入れを行う

2月10日（金）に、吹田市は大阪府、摂津市、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本貨物鉄道株式会社（JR貨物）の5者間で事業着手の合意をしました。吹田貨物ターミナル駅の建設については、駅予定地付近の市民のみなさんをはじめ、1日に1000台のディーゼルトラックが市内を走行することから、多くの市民より環境悪化不安の理由で、市が勝手に判断せずに「住民投票」で市民の意見を直接聞いた上で決めて欲しいと、すでに投票条例制定の運動が行われています。今回の市の対応はこれを無視した形で強引にすすめられました。

市民の直接請求（住民投票条例制定）を尊重するのは当然



マスコミ各紙も報道「なぜ市民の声を聞かないの？」



わざわざ12月議会中に国土交通大臣に陳情

**地方自治法74条にもとづく
 直接請求は地方自治と
 民主主義の象徴！**

地方公共団体の長に対し、条
 條の賦課徴収並びに分担金、使用
 し手数料の徴収に関するものを除く、
 制定又は改廃の請求をすることができ
 （昭三三法一七九、昭二五法一〇一、昭三
 八法九九、平六法四八本項中改正）
 ② 前項の請求があつたときは、当該普通地
 方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公
 表しなければならない。
 ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求
 を受理した日から二十日以内に議会を招集
 し、意見を附けてこれを議会に付議し、そ
 の結果を同項の代表者に通知するとともに
 これを公表しなければならない。
 議会は、前項の規定により付議された事
 件の審議を行うに当たっては、政令の定め
 るところにより、代表者に意見を
 述べ、その結果を同項の代表者に通知するものとす
 ることとする。
 ④ 前項の代表者は、第一項の請求
 を受理した日から二十日以内に議会を招集
 し、意見を附けてこれを議会に付議し、そ
 の結果を同項の代表者に通知するとともに
 これを公表しなければならない。
 議会は、前項の規定により付議された事
 件の審議を行うに当たっては、政令の定め
 るところにより、代表者に意見を
 述べ、その結果を同項の代表者に通知するものとす
 ることとする。
 ⑤ 前項の代表者は、第一項の請求
 を受理した日から二十日以内に議会を招集
 し、意見を附けてこれを議会に付議し、そ
 の結果を同項の代表者に通知するとともに
 これを公表しなければならない。
 議会は、前項の規定により付議された事
 件の審議を行うに当たっては、政令の定め
 るところにより、代表者に意見を
 述べ、その結果を同項の代表者に通知するものとす
 ることとする。

**住民投票条例の証明書を
 市長が発行しているのに、
 なぜ待てないの？**
 1月24日付で市長が受付、告示

吹田市条例制定請求代表者名簿

住所	吹田市泉町二丁目三番四〇号	氏名	小島 哲人
住所	吹田市泉町二丁目三番四〇号	氏名	藤本 洋平
住所	吹田市泉町二丁目三番四〇号	氏名	井上 和夫
住所	吹田市泉町二丁目三番四〇号	氏名	藤井 孝雄
住所	吹田市泉町二丁目三番四〇号	氏名	西村 文昭

右の者は吹田市条例制定請求代表者であるとして登録する。
 平成十八年一月二四日
 吹田市長 阪口 善雄蔵